

第3回一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会会議録

- 1 会議名 第3回一関地区広域行政組合一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会
- 2 開催日時 平成30年7月2日（月）午後2時から午後4時まで
- 3 開催場所 いわて県民情報交流センターアイーナ研修室811
- 4 出席者
 - (1) 委員 中澤廣委員長、千葉啓子副委員長、東淳樹委員、大河原正文委員、
颯田尚哉委員、平塚明委員、山本博委員
 - (2) 事務局 佐藤善仁副管理者、尾形秀治事務局長、
村上秀昭事務局次長兼総務管理課長、
吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主任主事
株式会社日産技術コンサルタント（2名）

5 議 事

- (1) 第1次選定の結果について
- (2) 第2次選定の条件等について

6 公開、非公開の別 非公開

7 副管理者あいさつ

お忙しいところお集まりいただき感謝する。

本日の会議では、前回の会議で委員の皆様から頂いたご意見を踏まえ、第1次選定の除外条件を取り込んだ地図をお示しする。その地図を確認いただき、除外条件の確認と協議をお願いします。

また、第2次選定の条件となる主要幹線道路や学校などからの距離などの客観的評価の条件などについても協議をお願いします。

委員の皆様にはご忌憚のないご意見をいただきたい。

8 協議内容

- (1) 第1次選定の結果について

事務局から、会議資料協議1、各条件の影響範囲及び各条件の影響範囲を重ねたGISの画面を示しながら説明を行い、事務局案では第1次選定の結果650箇所ほどのエリアが残ると説明した。

委員長 それでは、事務局から求められた除外条件の取り扱いについて協議を進める。

「7. 地域森林計画対象民有林」はその影響範囲が大きいいため除外条件から除く案、「19. 都市計画（用途指定区域）」は工業地域等を除外条件から除く案、「20. 農業振興地域」は農用地と農業施設用地を条件としてこれら以外の

農業振興地域は除外条件から除く案、「25. 景観形成区域」は法に指定される景観地区と準景観地区のみを除外条件としてそれ以外の構成市町の条例で指定する規制区域、景観計画区域を除外条件から除く案について協議したい。「25. 景観形成区域」については事務局から説明をお願いします。

事務局 「25. 景観形成区域」における景観計画区域は、組合の構成市町である一関市と平泉町の全域がその区域であり、これを除外条件とすると第1次選定結果で候補地なしとなる。平泉町に指定のある景観地区と準景観地区は景観法で定められたものだが、両地区以外は各構成市町で定めるものである。条例で定めるものは、構成市町への届け出により回避できるため、法指定の両区域以外は除外条件から除く案として協議をお願いします。

委員 全域が指定されていて、届出を行えば開発行為が可能になるというのであれば、指定する意味がないと感じるところもある。

委員 景観計画を策定する際にはいろいろな議論があったと思う。その時の指摘等についてはこの場に出し、再度の議論にならないようにすべきである。計画策定時の会議記録等があれば出してほしかった。

委員長 今後、委員会で協議した内容で除外地域の地図を作成することになるが、その際に景観地区等の除外する地区以外で、重要と思われる地区の論議があった場合には、記録の提示等の対応をしてほしいという内容であったと思う。これから除外地域の地図を作成する際には検討をお願いしたい。

事務局 そのように検討させていただく。

委員 農業振興地域内の農用地には、現在では休耕したり耕作放棄されたりという状況が散見される。都市に近く農地としてあまり最近利用しておらず面積が広大であるところは、山間部のような農用地には指定されていないが、メダカやタガメやゲンゴロウ等の生き物がいるところよりも、むしろ条件として良いところもあると思う。農用地や農業施設用地を一律に除外するのは、良い結果を生まない可能性もあるので、慎重に検討すべきと思う。

事務局 農用地を除外条件とするのは、最終処分場という施設の性質上、候補地に想定される地形が谷地になるためである。一方「7. 地域森林計画対象民有林」には谷地が多く含まれるので除外条件から除いた方が良く考え協議いただいた。農用地は農業を集中的に行う地域であることが前提ということ、平場等の農業に適した地形が農用地になっていることから、除外条件としても影響が少ないと考え、除外条件からは除かないというのが事務局の案である。

委員 農用地を除外条件とするということは、原則としての取り扱いという解釈で

良いか確認したい。つまり調整の余地があるのかという考えの確認である。

事務局 最終的には、そのような調整を行うことも想定している。

委員 農用地を候補地に入れると、住民から大きな反感を買う可能性もある。先の意見のように、農用地でもあまり農業に利用されていないような場所もあるという話であり、一律に農用地を候補地から除外するというのは疑問が残る。

委員 農用地を除外条件とする進め方で基本的にはよいと考えるが、先ほど意見が出たように、柔軟に農用地を候補地に入れた条件でも作業し、2段階で進めてほしい。各条件に重み付けを考慮する方法もあると思う。絶対に除外すべきという条件と、場合によっては除外する必要のない条件があると思う。そのように適地が漏れない形で候補地の選定作業を進めてほしい。

委員長 希少動植物関係は、第2次選定の段階で検討するということが良いか。

事務局 県の説明では、希少動植物の生息範囲は具体的な内容を外部に公表できないが、具体的な場所が生息範囲となるか否かについては回答が可能とのことである。そのため、第2次選定で具体的な場所の選定が進んだ段階で県に照会し、その場所が生息範囲に重なる恐れがあると判断された箇所については除外するという手法しかなく、そのような考えを資料に示したものである。

委員長 それでは、除外条件は事務局案を基本として、農用地等は柔軟に調整することで第1次選定の候補地を決めていくということで委員会の考えをまとめる。

次に、影響範囲の考え方について事務局から協議を求められている「14. 山腹崩壊危険地区」「15. なだれ危険地区」「16. 崩壊土砂流出危険地区」について意見をお願いしたいが、事務局から再度の説明をお願いする。

事務局 協議をお願いする各条件は範囲指定のない条件であり、その除外範囲をどの程度にするか協議をお願いしたい。地図への落とし込みではそれぞれ半径100mを除外範囲として作成している。

委員 その個所ごとの地形形状に応じて起こりうる規模が見えてくるもので、100mの範囲に収まるところもあれば、収まらないところもある。統計上の話であれば、半径100mも除外範囲として扱えば十分という考えもあろうかと思う。地形的にどう見てもこれは規模が大きそうだという場所のみ別途考慮するというのはどうか。大概のものは現在の見立ての範囲に収まるものと思うのだが、一律の扱いはできないものである。

事務局 ある程度絞込みをした段階で、再度確認を求めるということで進めたいが、第1次選定では半径100mとして進めることではいかがか。

委員 とりあえずその考えで進めて問題ないと思う。

事務局 「24. 保存林」は、環境省で公表している巨樹を示している。これも範囲指定のない点の条件のため、地図の表示上は同様に半径100mとしているが、除外範囲について協議をお願いする。

委員 その巨樹が単木であるのか林の中にあるのかで、意味合いが変わってくる。都市の中に1本巨木があるというのでは100mで十分だと思うが、林の中にあり林ごと保全が必要であれば足りない。そのため、一律100mの半径で考えるのは少し乱暴な考えかと思う。

事務局 先ほどの考えと同様に、半径100mを除外範囲とし、具体の候補地の周辺に巨樹がある場合には、再度協議することとしたい。

委員長 それでは、範囲の検討を求められた条件については、基本的には事務局案で作業を進め、具体の候補地の近くに各条件があった場合は、その影響について個別に検討するという事で進める。

(2) 第2次選定の条件等について

会議資料協議2により事務局から説明を行った。

委員 次回は、第1次選定の結果として候補地というものは出てくるのか。今日はエリアとしてしか示されていない。

事務局 次回は第1次選定条件で除外されて残ったエリアから、4haに満たない面積であるエリアを除き、それを第1次選定の結果として委員会に提出したい。この結果に第2次選定の各条件を表示し協議を進めることを想定している。

委員 第1次選定で残ったエリアから4ha未満のものを除くという話であるが、このことについて資料等に具体的な記載がない。記載すべきではないか。

事務局 記載することとして対応したい。

委員 「人口分布」で考慮する人口重心は計算上のものであるため、山の中や北上川の中になる場合があり、考慮する必要があるか疑問となる場合があると思う。第2次選定で検討せず、もう少し絞り込んでから実際の市街化地域と計算上の人口重心と両面から検討すべきと考える。中間処理施設の場所が不透明であるため、検討は後回しにした方が良くと思う。

事務局 一関市は東西で60km以上の市域があり、この市域の東西の両端に施設を整備する利点が薄いため、人口重心となる組合管内の中心部で集中して選定を進めた方が適地選定が円滑に進むのではないかと。組合管内面積が広いいため、作業量の圧縮と委員会における協議の集中化を図ることも、提案した理由の一つである。

委員 考え方は理解できる。施設整備に重要な要素は距離よりも時間と思われる。

そう考えると15kmという考えには疑問が残る。都市の近くであれば同じ距離でも多くの時間を要することもある。距離よりも時間を考慮した検討が必要ではないか。

委員 厳しい条件を設定して候補地が選定できずに作業をやり直すようなことをせず、作業的に手戻りがないような考え方をすべきである。また、直線的には20kmとなるが半径15km以内の点よりも、道程としては近い場合もある。つまり、原則的な考え方としてはこのような考え方で進めるとしても、それに拘泥することなく進めることが現実的なのではないか。

委員 後で半径15kmの円を重ねればよいだけでなので、まずは全域で候補地を探す作業を進め、必要に応じて重心からの距離で網掛けをすることで、それほど作業に大きな負担がかかるとは思えないがどうか。

事務局 ご意見をいただいた人口分布による絞込みは行わず、道路状況や公共施設等からの距離による絞込みを進めることとし、人口分布は第2次選定の後で考慮すべき条件として考えたい。

委員 「公共施設」は国県市町の施設であり、町内会の集会所等はこれに含まれないということで良いか。自治集会所等についてもこれに含まれるのか。

事務局 町内会等の施設は市町等とは別の設置主体であるため、ここでの公共施設には含まれない案としている。自治集会所は情報としては収集しているので、同様の扱いとすることは可能である。

委員 「土地造成の容易性」の絞込み方法では原則谷地とするという案だが、候補地を谷地に限定して考えていくことには違和感がある。生物の生態系から考えると、谷地というのは基本的に水辺と陸地との境界線になる生物多様性の高い空間なので、そこを潰してしまうということには違和感や危機感を覚える。公共用地のような例えば埋立地等の平場で、生物多様性のあまり高くないところ、そういったところで廃棄物の処理場などを建設した方が生態系に与える影響というのは小さい。

委員 基本的には最終処分場の場合は費用対効果を考えて谷地に整備するのが一般的である。それなりの規模であれば谷地の方が費用面等から適していると思うが、その点については予算のことなので行政の判断によるものと思う。

事務局 経済的な条件というのは、選定において大きな重みを持つものである。谷地を原則とした選定作業を進めさせていただきたい。

委員 平地を含めて検討した場合でも、平地で条件に該当する土地は多く出てこないのではないかと思う。そのため、あえて原則谷地として絞込みを行わなくと

もよいのではないか。費用的な面については人間側の都合であり、生態系の面から考えれば意見を述べなければならない。ついでには、平地も入れた場合の候補地と平地を入れない場合の候補地を確認したい。

事務局 そのように作業を進めることとしたい。

委員長 「構造物等の有無」については、どの程度のものがあれば候補地として不適切かというものは、個別の判断になるのか。

事務局 航空写真等で判別し、整備に影響を及ぼすようなものがあれば候補除外するようなことを想定しているため、個別の判断が必要になると考える。

委員長 次回は本会議で検討した条件を基に地図上に落とし込まれた資料の提示を受け、それを確認しながら協議を進めるという考えで進める。

9 担当課 総務管理課